

オンライン同時開催

交通事故と労災に関する実務講座

～交通事故リスクから企業を守るために～

交通事故をめぐる問題は複雑多岐にわたること、また従業員が事故を起こすとその責任が会社にかかってくるケースも多いことから、交通事故が発生した場合、いかに解決するかが担当者の悩みのタネとなっています。本講座は、交通事故全般について企業として注意すべき点に加え、労災保険制度との関係についても取扱う内容となっております。この機会に是非ご参加いただきますようご案内申し上げます。(労働安全やトラブル対応などの担当者様 対象)

開催要領

- 日時：2023年12月8日(金) 10:30～15:30
- 場所：北海道建設会館 9階中会議室(札幌市中央区北4条西3丁目1番地)
- 講師：札幌弁護士会 鳥井共同法律事務所 弁護士 鳥井 賢治 氏
- 受講料：会員(お一人様) 8,800円(消費税込み)
一般(お一人様) 12,100円(消費税込み)

※受講料は、開催日前日までに銀行振込にてお願いいたします。

なお、振込手数料は貴社にてご負担願います。また、当日キャンセルの場合は、返金いたしませんのでご了承願います。

●振込先口座名：北海道経済連合会労働政策局

・北洋銀行本店(普)0009787 ・北海道銀行本店(普)0103293 ・北海道信用金庫本店(普)5040470

- 申込期限：12月1日(金) ※但し、定員になり次第締め切らせていただきます。
- 参加申込：裏面のURL、QRコードからWebで入力、又は添付申込書でFAXにて願います。
※「会場参加」か「オンライン参加」を選択してください。ただし、「会場参加」が定員に達した場合は、「オンライン参加」のみの受付となります。
- お問合わせ：北海道経済連合会 労働政策局 担当 竹上・児玉 Tel:011-251-3592

■「交通事故と労災に関する実務講座」申込書(2023/12/8開催)■

北海道経済連合会 労働政策局 行 (FAX: 011-231-2311) 年 月 日

【個人情報の取扱いについて】

①本申込書でご記入いただく個人情報は、本セミナーに関するお知らせ、お問い合わせおよび開催・運営に関する事項の他、当会のプライバシーポリシーの利用目的の範囲で利用いたします。※当会のプライバシーポリシーはこちら⇒ <https://www.dokeiren.gr.jp/privacy/>

②ご記入いただいた個人情報は、本セミナーの講師、委託先に提供する場合があります(ただし、電話番号、FAX番号、E-mailアドレスを除きます)。

上記、個人情報の取扱いに同意いたします(□にチェックを記入願います)。

会社・団体名					
受講者	所属・役職等	フリガナ氏名	経験年数	年	
受講方法をお選びください		会場参加 ・ オンライン参加			
オンライン参加を希望の方は視聴用URLを受け取るためのメールアドレスをご記載ください					
申込 担 当 者	所属・役職等	氏名			
	電話	FAX			
	E-mail address:				

<支払方法> ()月()日(北洋、道銀、北海道信金)に振り込みます。

※上記、振込予定日、振込金融機関を記載願います。

URLから申し込みは ↓

QRコード申し込みはこちらから⇒

<https://forms.office.com/r/dZL0Ad707i>



【講 座 内 容】

1. 交通事故と労災 ー最近の情勢を踏まえてー

- (1) 交通事故と労災の最近の情勢
- (2) 交通事故で運転手・企業が負う責任と損害賠償
 - ①民事上・刑事上・行政上の各責任
 - ②損害賠償の考え方
- (3) 労災保険制度の概要
 - ①労災保険制度とは
 - ②交通事故と労災保険の関係
- (4) 交通事故に関するトピック
 - ①あおり運転対応
 - ②ドライブレコーダー搭載車の増加
 - ③自転車による交通事故

2. 交通事故発生前に知っておきたいこと ー発生後の流れ・保険・従業員との関係ー

- (1) ケース別交通事故発生後の流れ
 - ①ケース1 ー勤務中の車同士の事故ー
 - ②ケース2 ー車で帰宅途中の単独事故ー
 - ③ケース3 ー帰宅途中の車同士の事故ー
- (2) 知っておくべき自動車保険のしくみ
 - ①強制保険（自賠責保険）とは
 - ②任意保険とは
 - ③具体例で知る任意保険未加入のリスク
 - ④自動車保険と労災保険の関係
- (3) 交通事故を起こした従業員と企業の関係
 - ①会社が負担した損害を従業員に請求できるか
 - ②従業員に対する懲戒処分の可否

3. 交通事故の解決へ ー当事者間での解決が困難な場合ー

- (1) 裁判が必要となった事例をもとに
- (2) 準司法的解決と裁判所での解決
- (3) 被害者側からの過度な要求への対応